

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案

新旧対照表

(傍線部分は修正部分)

	修 正 後		修 正 前
附 則		附 則	
(法制上の措置等)		(検討)	
第二条 政府は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して十年を経過する日までに、存続厚生年金基金が解散し又は他の企業年金制度等に移行し、及び存続連合会が解散するよう、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとする。		第一条 （新設）	
2  政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、この法律により改正された国民年金法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。		政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、この法律により改正された国民年金法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	
(定義)		(定義)	
第三条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。		第三条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	
一〇十 (略)		一〇十 (略)	
十一 存続厚生年金基金 次条の規定によりなお存続する厚生年金基金及び附則第六条の規定により従前の例により施行日以後に設立された厚生年金基金をいう。		十一 存続厚生年金基金 次条の規定によりなお存続する厚生年金基金及び附則第六条の規定により従前の例によりこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に設立された厚生年金基金をいう。	

十二  
十五

(略)

十二  
十五

(略)